

2024年8月吉日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社 きらやか銀行

でんさいネットサービス利用規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた活動の一環として、でんさいネットサービスの債務者利用における決済口座について、普通預金口座の取扱を開始いたします。

これに伴い、でんさいネットサービス利用規定を改定しますので、お知らせいたします。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる規定

でんさいネットサービス利用規定

2. 改定日

2024年9月2日（月）

3. 改定内容

でんさいネットサービス利用規定について、以下のとおり改定いたします。

改定前	改定後
<p>第3章 利用者 (利用可能な預金科目) 第8条 利用者が、利用申込書により指定した利用者名義の普通預金、当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を決済口座として指定していただきます。</p> <p><u>ただし、利用申込書の利用限定特約が「なし（債務者利用あり）」の場合は、前項にかかわらず決済口座を当座預金に限らせていただきます。</u></p>	<p>第3章 利用者 (利用可能な預金科目) 第8条 利用者が、利用申込書により指定した利用者名義の普通預金、当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を決済口座として指定していただきます。</p> <p><u>左記削除</u></p>

<p>(申込要件) 第9条 <u>本サービスをお申しいただくためには、下記申込要件を満たしていることが必要となります。また、当行は「利用申込書」を受付後、所定の審査を行います。</u></p> <p>① <u>インターネットバンキングサービス「きらやかオフィスネットバンキング」(以下IBサービス)といたします。)をご利用いただけること。</u></p> <p>② <u>利用申込書の利用限定特約が「なし(債務者利用あり)」の場合には、取引店に当座預金を開設いただいていること。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(申込要件) 第9条 <u>本サービスをお申しいただくためには、インターネットバンキングサービス「きらやかオフィスネットバンキング」(以下IBサービス)といたします。)をご利用いただけることが申込要件となります。また、当行は「利用申込書」を受付後、所定の審査を行います。</u></p> <p>以下省略</p>
---	--

以上

じもとグループは  
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先

事務部事務課 担当者 福原・高橋

Tel : 023-631-0001 (代表)